

ENEOSでんき

割引契約約款（でんき・
ガスセツト割）

2025年3月3日 実施

ENEOS Power株式会社

2025年3月3日 实施

割引契約約款（でんき・ガスセット割）

〔電気料金その他の供給条件の内容〕

1 概 要

この割引契約約款（でんき・ガスセット割）（以下「この割引約款」といいます。）は、当社が、2（適用対象）の条件をすべて満たすお客さまに対して適用する割引契約（以下「この割引契約」といいます。）の条件を定めるものです。

2 適用対象

この割引契約は、次のいずれにも該当するお客さまで、かつ当社が別途定める様式により当社に対しでんき・ガスセット割（以下「セット割」といいます。）の申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したお客様を適用対象とします。なお、当社は、申込みの承諾にあたり、適用の対象となる電気需給契約（以下に定義されます。）とガス需給契約（以下に定義されます。）の組合せを特定（以下「セット特定」といいます。）します。

イ 当社の「ENEOSでんき約款」（以下「電気約款」といいます。）にもとづく電気需給契約のうち、この割引約款の別表に定める契約種別の電気需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）をご契約いただいているお客さま

ロ 当社の「ENEOS都市ガス需給約款」（以下「ガス約款」といいます。）にもとづく都市ガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）をご契約いただいております、電気需給契約と名義人が同一であるお客さま

ハ 当社が別途認める場合を除き、セット特定の対象であるガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）における需要場所が、対象ガス需給契約とのセット特定の対象である電気需給契約（以下「対象電気需給契約」といいます。）における需要場所と同一場所であるお客さま

ニ 対象電気需給契約により計算される電気料金（以下「電気料金」といいます。）と対象ガス需給契約により計算されるガス料金（以下「ガス料金」といいます。）をクレジットカードまたは口座振替でお支払いいただけるお客さま

ホ ガス料金と電気料金のお支払い方法を同一に設定いただけるお客さま

ヘ 対象電気需給契約および対象ガス需給契約の双方が有効に存続し、これらに基づく電気およびガスの供給が現に行われているお客さま

ト 3（適用期間）に定める適用開始日以降、毎月末時点でイ～トを満たしているお客さま

3 適用期間

- (1) この割引契約の適用開始日は、当社が別途定める場合を除き、対象電気需給契約および対象ガス需給契約にもとづき、電気およびガスがお客さまの契約している需要場所に現に供給されていることを当社が確認し、セット割の適用に関するお客さまの申込みを当社が承諾した月の末日（土日祝日を除きます。）とし、この日の属する対象電気需給契約に関する計量期間等の電気料金からセット割を適用いたします。
- (2) 理由の如何を問わず、2（適用対象）に定める条件のいずれかを満たさなくなった場合のほか、対象電気需給契約および対象ガス需給契約にもとづき電気およびガスがお客さまの契約している需要場所に現に供給されていることを当社が確認できない場合、当社は、その確認できない時点の属する計量期間等の電気料金からセット割の適用を廃止いたします。なお、セット割については、電気約款に定める日割計算は適用せず、上記のいずれの場合においても、当該計量期間等の初日に遡ってセット割の適用を廃止いたします。

4 料 金

対象電気需給契約に関する各月の電気料金は、対象プランによって電気料金の合計として算定された金額（基本料金、電力量料金及び燃料費調整額の合計額（税込）をいい、再生可能エネルギー発電促進賦課金は除きます。）から毎月 100 円（税込）を差し引いたものといたします。ただし、引き後の電気料金が負となる場合には、電気料金を 0 円といたします。

5 この割引約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正によりこの割引約款を変更する必要があるが生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第 548 条の 4 にもとづき、この割引約款を変更することがあります。
- (2) (1)の定めにもとづきこの割引約款を変更する場合において、電気事業法、ガス事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。

6 そ の 他

- (1) この割引約款に定めのないその他の事項については、電気約款、ガス約款の定めによるものといたします。
- (2) この割引約款、電気約款、ガス約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、または一般に確立された慣習によるほか、お客さまおよび当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

付則第1条 この割引約款の実施期日

この割引約款は、2025年3月3日から実施いたします。

別 表 (対象プラン)

エ リ ア	対象となる契約種別
関 東	東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、 東京EV夜とくプラン、東京オール電化プラン、 東京自家消費応援プラン、動力プラン、東京動力プラン
	m y 標準プランー従量電灯A (東京)、m y 標準プラン (東京) m y たっぷりプラン (東京)、m y まとめてプラン (東京) m y 動力プラン (東京)

2025年3月3日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOS Power 株式会社
〔小売電気事業者登録番号：A0050〕
